



# 躍 動

(FAX版)

発行所



企業とまちのサポーター  
石狩商工会議所

石狩市花川北6条  
1丁目5番地

TEL:0133-72-2111  
FAX:0133-72-2577

<https://www.ishikari-cci.or.jp>

## 石狩市プレミアム付商品券

### 参加店募集中!

石狩市は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市内経済の活性化を図り、地域における消費を喚起・下支えするためにプレミアム率30%の商品券を発行します。

本事業の参加を希望する事業者は、参加店募集要項(当商工会議所HPをご覧ください)をご確認のうえ、お申し込みください。

#### ■発行総額

6億5千万円

(プレミアム率30%)

#### ■販売単位

一冊5千円

(5000円券13枚つづ)

全店共通券9枚+中小規模店舗専用券4枚

#### ■使用期間

令和2年11月上旬～

令和3年1月31日(3か月間)

※詳しくは、実行委員会事務局(経営支援課)まで。

## 創立20周年記念事業

### 記念式典・祝賀会の中止及び記念誌協賛広告募集について

当会議所は、平成12年4月に設立され、今年で20年が経ちました。当初は、9月25日に「石狩商工会議所創立20周年記念式典並びに祝賀会」の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、開催の可否を慎重に検討した結果、感染防止と出席者の方々の安全面等を考慮し、開催を中止することとなりましたので、ご報告申し上げます。

なお、これまでの歩みをコンパクトにまとめた記念誌を作成いたします。広く会員の皆さまから協賛広告を募集することといたしましたので、ご協力を願います。

#### ■広告料

一枠5,000円(税込)

#### ■サイズ(統一規格)

縦・約62mm×横・約40mm

※ロゴタイプ、シンボルマーク等の希望には添いかねますので、ご了承ください。

ご了承ください。

■記念誌協賛広告については、企業支援係まで。

## 新型コロナウイルス関連

### 固定資産税等の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者の税負担を軽減するため、自社の保有する建物や設備にかかる令和3年度の固定資産税・都市計画税が、事業収入の減少幅に応じてゼロまたは2分の1になります。

#### ■適用対象者及び減免の内容

中小企業者・小規模事業者であって、次の要件に該当する者  
・令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期と比べて  
① 30%～50%未満の減少の場合  
↓2分の1軽減  
② 50%以上減少の場合↓全額免除

#### ■減免対象(土地は対象外)

① 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の14%)  
② 事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

#### ■申請方法

令和3年1月31日までに「認定経営革新支援機関等」の確認を受けて、対象設備の所在する市町村に必要書類とともに軽減を申請します。

#### ■お問合せ先

固定資産税等の軽減相談窓口  
TEL 0570-077322

## 協会けんぽにおける マイナンバー通知カードの 廃止による本人確認書類の 変更について

マイナンバー(個人番号)の通知カードは、デジタル手続法の改正により、令和2年5月25日付で廃止されたため、マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類として使用できなくなりました。マイナンバーを申請書に記入する際は、次のとおり法改正後の確認書類の添付をお願いいたします。

◎マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類のそれぞれ一点ずつの添付が必要です)  
◆番号確認書類  
・マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面コピー  
・個人番号の通知カードのコピー(記載情報と現況に相違のないもの)

・住民票(マイナンバーの記載のあるもの)  
・住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のあるもの)  
◆身元確認書類  
・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面コピー  
・運転免許証のコピー  
・パスポートのコピー  
・その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

※お問合せ先  
協会けんぽ北海道支部  
(011)726-0352(代表)

◆◆◆ 融資など経営に関するご相談は、お気軽に当会議所「中小企業相談所へ」 ◆◆◆